

ひめじ防災プラザ部分リニューアル改装業務委託  
要求水準書

令和8年6月

姫路市

## 第1章 業務概要及び要求水準

本要求水準書は、姫路市（以下「本市」という。）が発注するひめじ防災プラザ部分リニューアル改装業務委託（以下「本業務」という。）について、本業務の適正かつ確実な実施を図ることを目的に、具体的な業務・成果物等に関する要求水準を示すものである。

### 1 本業務の概要

ひめじ防災プラザ部分リニューアル改装を実施し、防災体験学習を通じて、市民の防災意識の高揚並びに防災に関する知識及び防災技術の普及啓発を図るための体験・展示施設の企画、設計、制作及び施工業務一式を行うものとし、下記の内容に沿ったもの（新しいアイデアを加えることは可）を提案すること。

(1) 本業務の履行期間

契約締結の日から令和9年8月6日（金）まで

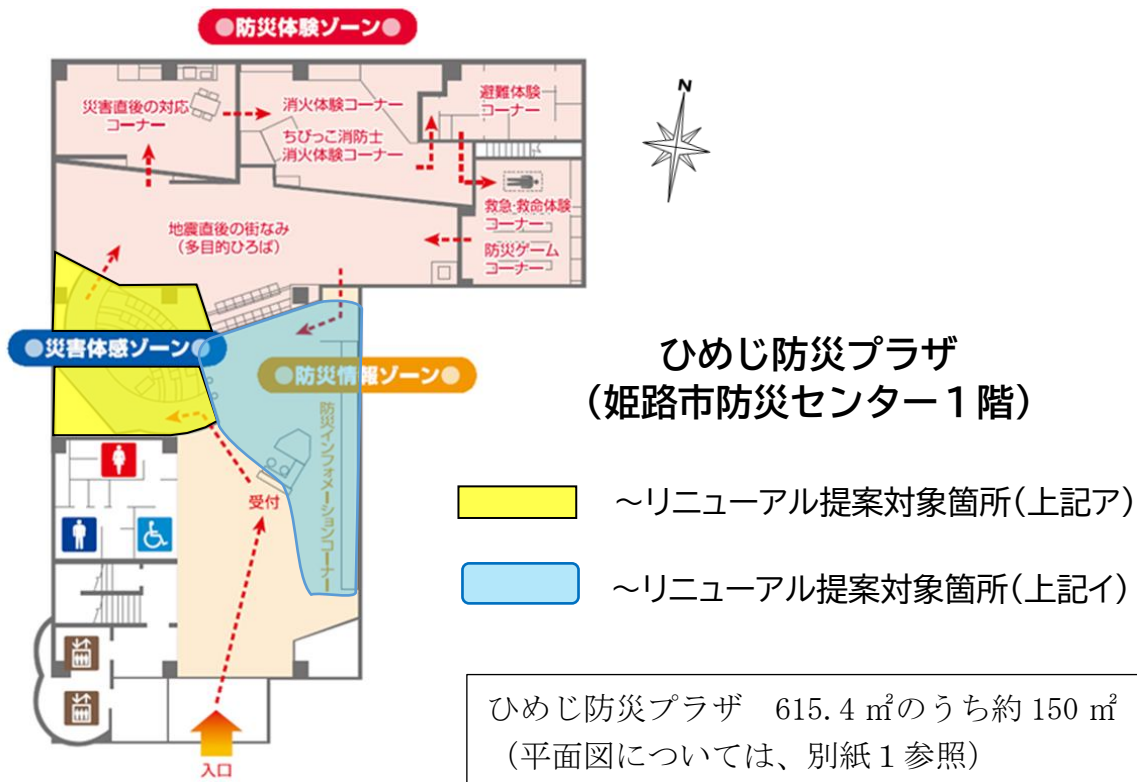
(2) 本業務の場所・提案対象箇所

姫路市三左衛門堀西の町3番地

姫路市防災センター1階ひめじ防災プラザの一部（約150㎡）※下図参照

ア 災害体感ゾーン（約100㎡）

イ 防災情報ゾーンの一部分（約50㎡）



(3) 提案上限金額

81,818千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

## 2 業務内容

(1) 本業務の展示設計書の策定

ア 選定された提案に基づき、ベースとなる展示設計書を作成すること。

イ 展示設計書の作成にあたっては、事前に本業務に必要な既存図面の活用や提供するアンケート結果等により現況を十分把握するとともに、本市と十分な協議、調整のうえ作成すること。

ウ 展示設計書の内容は以下によること。

(ア) 基本的な考え方（基本理念・方針など）

(イ) 全体的な構成と配置（ゾーニング）

(ウ) 展示の演出とそれに伴う設備計画

(エ) 展示設計図の作成（平面図、立面図、断面図、展示造作、グラフィック・サイン、映像音響、照明等）

(オ) 展示等製作・設置費積算内訳の作成

(カ) 展示等製作・設置工程計画

エ 本市より修正意見等が出された場合は、その意見を踏まえ、再度展示設計書を作成すること。

オ 設置工程計画の作成にあつては、本業務期間中も部分的に開館出来るよう、本市とスケジュール調整を行った上で作成すること。

(2) 災害体感ゾーン(シアター)のリニューアル

災害体感ゾーンについては、映像コンテンツ（大人用・子ども用）の新規制作、プロジェクターの更新、防音壁を含めた観覧席のユニバーサルデザイン化、映像システムの構築、講演用システムの構築と多岐に渡るため、本市と十分な協議、調整のうえ作成すること。

映像コンテンツ新規制作にあつては、2D映像とし、メインとなるターゲットを明確に設定し、上映目的や当施設の設置目的に沿った内容で、防災体験ゾーンに繋がる映像コンテンツとすること。

なお、実写、アニメーション等は問わない。

ア 映像コンテンツの制作（大人用）

(ア) 上映時間は10分程度の映像コンテンツとすること。

(イ) 小学生高学年から成人までが鑑賞でき、防災学習意欲向上につながる映

像コンテンツとすること。

(ウ) 東日本大震災や能登半島地震の教訓や、これから起こりうる南海トラフ地震などを参考に、最新の防災に関する知見と最新の映像技術を取り込んだものであるとともに、本市で起こりうる災害をイメージ出来る映像コンテンツとすること。

(エ) 最新の映像技術を取り込んだ映像コンテンツとすること。

(オ) 原則として、4K解像度(3840×2160PX)で制作すること。

(カ) 外国人来館者等が学べるよう、字幕による多言語対応とすること。

提案にあつては、英語、中国語、韓国語及びベトナム語を含め、切り替えて放映できるものとする。また、聴覚障害者等への対応として、日本語の字幕を表示できるものとする。

(キ) 音声は日本語を必須とする。その他の外国語音声の追加については、日本語音声と容易に切り替えることができるものは可とする。

#### イ 映像コンテンツの制作(子ども用)

(ア) 上映時間は10分程度の映像コンテンツとすること。

(イ) 小学生低学年から未就学児童までが楽しく鑑賞でき、防災学習意欲向上につながる映像コンテンツとすること。

(ウ) 身近で起こりうる災害をイメージ出来る映像コンテンツとすること。

(エ) 最新の映像技術を取り込んだ映像コンテンツとすること。

(オ) 原則として、4K解像度(3840×2160PX)で制作すること。

(カ) 外国人来館者等が学べるよう、字幕による多言語対応とすること。

字幕にあつては、英語、中国語、韓国語及びベトナム語を含め、切り替えて放映できるものとする。また、聴覚障害者等への対応として、日本語の字幕も表示できるものとする。

(キ) 音声は日本語を必須とする。その他の外国語音声の追加については、日本語音声と容易に切り替えることができるものは可とする。

#### ウ プロジェクターの更新

(ア) プロジェクターの更新(2台)については、従来の3D映像コンテンツを同シアター内で上映できる機器とし、本市備え付けの偏光メガネ(パッシブ偏光式)を通して鑑賞できること。

(イ) プロジェクターは、4K解像度対応のものとし、また、メーカーサポート期間内は国内に在庫が確保されており、日常的なメンテナンスが容易か

つ故障対応などが迅速に実施できる製品であること。

## エ 防音壁を含めた観覧席のユニバーサルデザイン化

- (ア) 観覧席については、ユニバーサルデザインを考慮したもので、大人から子どもまで、同時に30人程度が鑑賞できる構造で適切な空間を確保したものとすること。
- (イ) 座席については、一部または全部更新するものとし、車いす利用者も鑑賞しやすい配席とすること。
- (ウ) 安全性については以下の条件のとおりとする。
  - ・外へ漏れる音、振動が問題にならないこと。
  - ・外部からの騒音や設備騒音が少なく静かであること。
  - ・室内が響きすぎたり音質を悪くする反射音が無いこと。
  - ・壁面の構造は、ユニバーサルデザインを考慮した安全性の高いものであること。
- (エ) 観覧席の照明については、自動暗転機能に加え、調光機能付きとすること。

## オ 映像システムの構築

- (ア) 映像の大画面表示、視認性の高い映像を表示できる大型スクリーンを活用した映像システムを構築すること。
- (イ) 映像コンテンツの選択・開始・停止が簡単に操作できるシステムとし、スイッチ類は操作簡便なものを操作が容易な位置に設置すること。
- (ウ) 映像システム機器（ハード部分）については、新規制作の2D映像とあわせ、現行の3D映像を引き続き同シアター内で上映できるようなシステム構成を提案すること。従来のもの（別紙2参照）に追加・付加すること、または新規に構築することは問わない。  
新規に構築する場合は、同等品以上とすること。
- (エ) DVD、Blu-ray、ネット動画等複数の映像媒体をシアター内で視聴できるシステムを構築すること。

## カ 講演用システムの構築

- (ア) 災害体感ゾーン(シアター)の設備（プロジェクター、スクリーン、音響装置、観客席等）を利用してプレゼンテーションができるシステムとすること。
- (イ) 災害体感ゾーン内で、本市の準備するパソコン等（別紙3参照）を接続

し、使用可能なシステムとすること。

(ウ) 可動式の講演台、手元灯、マイク設備を設置すること。

なお、マイク設備にあっては30人規模の収容人数で快適に講演でき、少人数で操作可能なシステムであること。

(エ) 上記パソコン等をインターネット接続可能とするためのシステムを構築すること。

### (3) 防災情報ゾーンの一部のリニューアル

防災情報ゾーンの一部を活用し、防災シミュレーションコーナー（仮称）を設け、VRまたはAR体験機器（併用も可）を導入し、来館者に対し防火・防災に関する知識や適切な避難行動等をより効果的に体験・訓練するコーナーを設置するとともに、サイン・解説グラフィック等による本市の防災の取組み等に関する展示を制作掲示すること。

ア 防災シミュレーションコーナー（仮称）に設置する機器については、当該コーナーで常設使用するほか、持ち出しての使用も可能なものとし、5台程度（予備機含む）を目安に、設置台数及びその運用方法（個人・団体）、単位時間あたりの体験人数、担当者の必要数についても提案すること。

イ 体験コンテンツについては1本あたり10分以内のものとする。こと。（使用コンテンツについては、既製、新規作成は問わない。）

既製品例：田中電気株式会社製（※設置にあたっては同等品可とする。）

・VR（防災訓練VRスタンドアロン型 3コンテンツ オフィス火災・地震・土砂災害 VRゴーグルMeta Quest 3 512G）

・AR（火災体験 PIC04 UltraEnterprise版）

・AR（浸水体験 iPhone17PRO、浸水体験専用プラスチックゴーグル付）

ウ 他の展示に支障とならないよう設置し、体験者が安全に体験できるようにすること。

エ サイン・解説グラフィック等については、壁面等に掲出することとし、掲出場所及び掲出内容については、本市と協議のうえ決定すること。

なお、電子表示媒体での掲出提案も可能とする。

### (4) 操作研修等の実施

ア 納入時に各取扱説明書を提出すること。

イ 導入する施設・設備・コーナーの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに、ひめじ防災プラザスタッフ等に対し、操作研修を実施

すること。

### 3 成果物の納入等

#### (1) 成果物

- ア 展示設計図書
- イ 完成図書
- ウ 記録写真
- エ 映像機器システム図
- オ 映像コンテンツ・グラフィック完成データ
- カ 完成時内訳書
- キ 借用素材リスト
- ク 業務完了届
- ケ 仕様鍵一覧表
- コ 機器取扱説明書
- サ 施設・設備・コーナー等操作マニュアル
- シ 打合せ記録簿
- ス メンテナンス計画書

#### (2) 納入数

A 3カラー刷り各2部及び電子データ一式

電子データはDVD-Rに格納して提出すること。

なお、格納する電子データのうち、動画ファイルはmp4、文書ファイルはpdf、xlsx、xls、docx、docのいずれか、画像ファイルはpdfの拡張子で提出すること。

#### (3) 映像コンテンツ・グラフィックについて

映像コンテンツ・グラフィックの制作工程は企画提案（構成案・脚本・意図説明）、詳細脚本及び画コンテ、仮編集（映像全尺）、本編集（最終版）の4段階に区分する（これ以上の工程の細分化も可能とする）。

なお、各段階ごとに受託者は発注者に制作物を提出し進捗報告を行う。発注者は制作物を受領後、7営業日以内に承認または修正指示を行うものとする。

### 4 その他

- (1) 受託者は、着手前に業務計画書、業務担当者届を提出し、本市の承認を得ること。
- (2) 受託者は成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著

作権を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。以後、発注者が成果品の本旨をゆがめない範囲で変更等を行っても、受注者は異議を申し立てないものとする。

- (3) 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分に留意すること。

やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは、予め本市と協議のうえ、著作権法上に定められた手続きを行うこと。

仮に、これらの手続きを得ないで問題を生じた場合、原則として受託者が責任を負うものとする。

- (4) 契約不適合責任期間は、引渡し完了後1年とする。

## **第2章 事務一般事項**

### **1 業務管理**

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく業務着手届を本市に提出すること。
- (2) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、全体スケジュール、設営スケジュール等の進行管理資料、その他必要な資料を本市の指示により随時提出し、本市の承諾を得ること。
- (3) 受託者は、必要に応じ適宜進捗状況を本市へ報告し打ち合わせを行うこと。

### **2 実施報告**

- (1) 受託者は、本業務の着手及び完了時に、この要求水準書及び契約約款に定める書類の提出を行うこと。
- (2) 本業務の完了にあたり、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一式（電子媒体については、本市が指定するファイル形式で提出すること。）を本市に提出すること。
- (3) 成果物の作成及び編集等に当たっては、本市と協議の上、作成すること。
- (4) 受託者が本業務の実施により作成した書類、電子データ等は、本市に帰属するものとする。

### **3 遵守事項**

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、

個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、本市並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容について報告し、本市の指示に従うものとする。また、賠償等に必要な負担は受託者が負うものとする。
- (4) 委託料は、成果物の納品後及び業務完了届の提出後、本市の検査の後に支払うものとする。
- (5) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備または錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は受託者が負担すること。
- (6) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）の規定を適用する。
- (7) 受託者は、法律、条例、規則等諸法令を遵守すること。
- (8) 本業務の実施により生じた撤去品等の取扱いについては、本市の指示に従うこと。
- (9) 本業務の実施により生じた廃材、廃油等の廃棄物については、受託者の負担で適法に処理すること。

#### **4 関係法令に基づく手続等**

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。また、本業務に関連する法令等の改正があった場合は、遅滞なく当該業務の見直しを行い、本市に報告すること。
- (2) 本業務の実施に伴い必要となる官公庁その他関係機関への手続は、受託者が自らの負担において行うこと。
- (3) 本業務対象施設に対して関係法令等に基づく立入検査等が実施される場合、受託者は、本市からの要請があれば、当該検査等に立ち会うこと。

#### **5 使用機材等**

- (1) 受託者は、本業務の実施に必要な設備、計器、工具、仮設材、養生材、消耗品等を受託者の責任と負担により調達するものとする。
- (2) 受託者は、業務遂行、緊急対応及び連絡・調整・打ち合わせ等に関し、迅速に対応できるよう、自らの負担で連絡手段を確保するものとする。

#### **6 再委託**

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。また、再委託をするにあたり、あらかじめ再委託を予定している者、再委託の内容、再委託先

に提供する情報その他再委託先の管理方法等を書面により本市へ提出の上、本市の承諾を得なければならない。

(2) 受託者は、本業務に関する総括管理（マネジメント）にかかる業務を再委託してはならない。

(3) 受託者は、再委託をするにあたりダンピング受注の防止・適正価格での発注に努めること。

## **7 資料の貸与**

受託者は、本業務の実施にあたり、必要な図面その他資料について、借用を申し出ることができる。この場合において、本市は、施設の管理に支障のない範囲でこれを貸与する。

## **8 契約期間中の業務内容の変更への対応**

契約期間中に、災害等の発生により、業務内容に変更が生じる場合がある。なお、この場合は、変更契約により対応する。

## **9 費用負担**

本要求水準書に規定する全ての業務の実施にあたっては、受託者の責任と費用にて実施するものとする。

## **10 物品の帰属等**

本市が受託者に対して委託料により物品を購入させるときは、購入後の物品は、本市に帰属するものとする。

## **11 苦情・トラブルの処理**

受託者が行う業務に関する苦情・トラブルの対応は受託者が責任を持って行い、その内容については、本市に随時報告すること。また、苦情・トラブルについては、原因の究明を行い、再発防止策を講じること。

## **12 協議等**

本業務の実施について疑義が生じたとき、または本要求水準書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者が協議の上、定めるものとする。

## **13 事故時の対応**

受託者は、業務実施にあたり、受託者の責に帰すべき事由により本市または第三者に損害を与えたときは、その賠償義務を負わなければならない。

## 第3章 作業一般事項

### 1 事前打合せ

受託者は、業務計画書及び施工工程計画に基づき、あらかじめ本市と作業日時等について、事前に調整を行うこと。また、複数の業者が関係する業務を行う場合は、工程管理・施工時間等の調整を行い、円滑な進捗に努めること。

### 2 作業の周知

受託者は、作業に際し、当該施設の機能の一部または全部の停止が必要な場合は、事前に本市に連絡すること。

### 3 作業時の服装、言動等

受託者は、服装、作業態度及び言動等に注意するとともに、業務従事者等であることがわかるように、必ず腕章、胸章等を着用すること。また、敷地内及び近辺では喫煙しないこと。

### 4 作業中の標識等

受託者は、業務の実施にあたり、作業日程や要所に作業中であることを標識等の掲示により周知するとともに、必要に応じ、立入防止措置を講じるなどの安全を確保すること。

### 5 作業用車両等

受託者は、業務の実施にあたり、敷地内に車両を駐車する場合は、あらかじめ本市の承諾を受けるとともに、作業用車両であることを表示すること。

### 6 事故防止等

受託者は、業務の実施にあたり、火災・盗難・事故の防止に心掛けるとともに、職員、施設利用者、建物、電気、機械、衛生設備、通行車両、備品、電算機器等及び近隣施設に対して、危害または損害を与えないように十分注意すること。

### 7 安全及び衛生

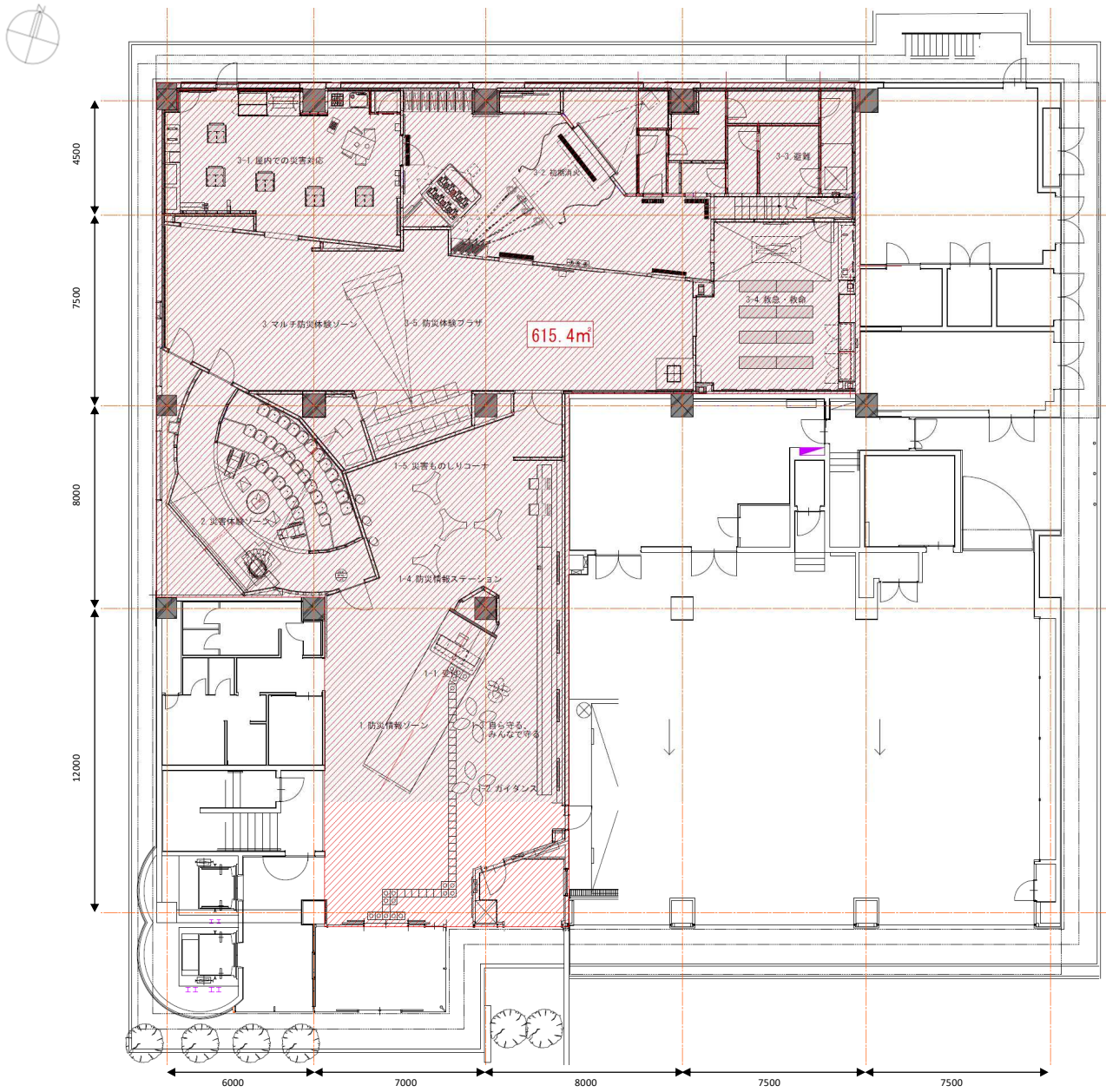
受託者は、業務の実施にあたり、関係法令に基づいて適切な安全及び衛生の管理を行うとともに、作業着手前のミーティング、作業中標識の掲出及び危険予知訓練等を実施し、火災、感電、転落、衝突、酸欠等の事故の防止を業務従事者等に徹底させること。

### 8 整理・整頓

受託者は、常に諸機材その他の整理整頓を心掛け、作業終了後は速やかに片付け及び清掃を行うこと。

## 9 電力・水道の使用について

受託者は、特別の事情がない限り、作業を実施するために敷地内の電力・水道を作業に必要な範囲において無償で使用することができる。



災害体験ラボ		
機器名称	型番 S.No.	メーカー
システムコントローラ	特型	教映社
スイッチングHUB	AT-CS950/8-Z1	アライドテレンス
メディアプレーヤー	BS/HD1024	BrightSign
メディアプレーヤー	BS/HD1024	BrightSign
メディアプレーヤー	BS/HD1024	BrightSign
メディアプレーヤー	BS/HD1024	BrightSign
HDMIワイストヘア伝送機	HDC-TH100-D	IDK
HDMIワイストヘア伝送機	HDC-TH100-D	IDK
デジタルミキシングエンジン	DME24N	YAMAHA
パワーアンプA	PX3 JEXN01041	YAMAHA
パワーアンプA	PX3 JEXN01040	YAMAHA
パワーアンプB	PX5 JEXD01020	YAMAHA
パワーアンプC	XM-4080 JEXL01008	YAMAHA
ディストリビューションアンプ	DA216A	RANE
パワーアンプD	XM4180 JGWYG1011	YAMAHA
パワーアンプD	XM4180 JGWYG1020	YAMAHA
パワーアンプE	PX3 JEXN01046	YAMAHA
パワーアンプE	PX3 JEXN01061	YAMAHA
ワイヤレスチューナー	WX-4020B	Panasonic
同上用チューナーユニット	WX-D4000A	Panasonic
電源制御ユニット	WU-L67	Panasonic
電源制御ユニット	WU-L67	Panasonic
電源制御ユニット	WU-L67	Panasonic
電源制御ユニット	WU-L67	Panasonic
端子台ユニット	特型	アセト
端子台ユニット	特型	アセト
端子台ユニット	特型	アセト

救命・救急		
機器名称	型番 S.No.	メーカー
DVD/VHSデッキ	DMR-EH75V-S	Panasonic
アンプ	1705 II	BOSE
電源制御ユニット	WU-L61	Panasonic
47インチ液晶テレビ	KDL47W802A	SONY
スピーカー	WS-A10	Panasonic
スピーカー	WS-A10	Panasonic

災害体験ラボ		
機器名称	型番 S.No.	メーカー
操作パネル	特型	アセト
ビデオプロジェクター(上)	PT-DW830K	Panasonic
ビデオプロジェクター(下)	PT-DW830K	Panasonic
同上用レンズ(上)	TY-D75LE1	Panasonic
同上用レンズ(下)	TY-D75LE1	Panasonic
偏光フィルター(上)	特型	アセト
偏光フィルター(下)	特型	アセト
201インチスクリーン(16:9)	特型	アセト
メインスピーカー(L)	WS-AT200 FF0067	Panasonic
メインスピーカー(R)	WS-AT200 FF0664	Panasonic
センタースピーカー	WS-AT200 FH0637	Panasonic
サブウーハー(L)	WS-AT450 FF2194	Panasonic
サブウーハー(R)	WS-AT450 FF2199	Panasonic
サラウンドスピーカー SL1	WS-A30-K	Panasonic
サラウンドスピーカー SL2	WS-A30-K	Panasonic
サラウンドスピーカー SR1	WS-A30-K	Panasonic
サラウンドスピーカー SR2	WS-A30-K	Panasonic
振動ドライバ 30台	AST-2B-4	AURA SOUND
ワイヤレスマイク(ヘッドセット)	WX-4300B FJ1185	Panasonic
ワイヤレスマイク(ヘッドセット)	WX-4300B	Panasonic
同上用充電電池	WX-4451	Panasonic
同上用充電電池	WX-4451	Panasonic
同上用充電器	WX-4450 FL0008	Panasonic
ワイヤレスアンテナ	WX-4950A	Panasonic
ワイヤレスアンテナ	WX-4950A	Panasonic

防災体験プラザ		
機器名称	型番 S.No.	メーカー
カメラ	WV-CPI40V	Panasonic
カメラ	WV-CPI40V	Panasonic
カメラ	WV-CPI40V	Panasonic
増視カメラ	C-CV170S-3	TOA
カメラ電源	C-PV015	TOA
投光器	C4-170A	Panasonic
ビデオプロジェクター	PT-DX820JB	Panasonic
100インチスクリーン	PA-100	KIKUCHI
天井スピーカー	WS-A22	Panasonic
天井スピーカー	WS-A22	Panasonic
ワイヤレスマイク(ヘッドセット)	WX-4300B FJ1158	Panasonic
ワイヤレスマイク(ヘッドセット)	WX-4300B FJ1187	Panasonic
同上用充電電池	WX-4451	Panasonic
同上用充電電池	WX-4451	Panasonic
同上用充電器	WX-4450 FL0012	Panasonic
ワイヤレスアンテナ	WX-4950A	Panasonic
ワイヤレスアンテナ	WX-4950A	Panasonic
スピーカー	WS-A10	Panasonic
スピーカー	WS-A10	Panasonic
スピーカー	WS-A10	Panasonic
スピーカー	WS-A10	Panasonic
スピーカー	WS-A10	Panasonic
スピーカー	WS-A10	Panasonic
サブウーハー	WS-AT450 FF1516	Panasonic

防災体験プラザ		
機器名称	型番 S.No.	メーカー
システムコントローラ	特型	アセト
DVDコントローラ	特型	アセト
VP電源コントローラ	特型	アセト
カメラ駆動ユニット	WV-PS154	Panasonic
映像信号分配器	WJ-300C	Panasonic
4画面分割ユニット	WJ-MS424	Panasonic
DVDプレーヤー	DVD-V8000	パイオニア
HDDレコーダ	EDR901	ELMO
テレビチューナー(ビデオデッキ)	NV-HV90B	Panasonic
AVスイッチャー	SWX42	イメージクス
ミキサー	WR-XS3	Panasonic
パワーアンプF	WP-1100A	Panasonic
ワイヤレスチューナー	WX-4020B	Panasonic
同上用チューナーユニット	WX-D4000A	Panasonic
プログラムコントローラ	WZ-610	Panasonic
自動・手動切替ユニット	特型	アセト
音源装置A	AR3000+CF512	ローランド
音源装置A	AR3000+CF512	ローランド
音源装置B	AR200+CF512+AR2723	ローランド
音源装置B	AR200+CF512+AR2723	ローランド
パワーアンプG	WP-C104	Panasonic
パワーアンプG	WP-C104	Panasonic
デジタルマルチプロセッサ	WZ-DM35	Panasonic
パワーアンプA	WP-9300	Panasonic
電源制御ユニット	WU-L67	Panasonic
電源制御ユニット	WU-L67	Panasonic
端子台ユニット	特型	アセト
端子台ユニット	特型	アセト
操作パネル	特型	アセト
5インチ液晶モニター	LM-5611A	ELMO
センサー	PA-5325	特中レンジアンプ

## 本市パソコン等の仕様

## 1 パソコン本体（本市備品を使用）

No	項目	内容	備考
1	CPU	Intel Core i5 動作周波数 2.00GHz以上	第11世代 2コア/4スレッド以上
2	メインメモリ	8GB	
3	内蔵SSD	128GB	
4	内蔵光ディスクドライブ	なし	
5	内蔵ディスプレイ	カラー液晶 14インチ	フルHD (1920×1080)
6	外部ディスプレイインターフェース	標準（タイプA）のHDMI端子×1	
7	内蔵有線LAN	1ポート	1000BASE-T/100BASE-TX、ドックによる接続は不可、内蔵されていること
8	内蔵無線LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠	WPA2/AES対応
9	内蔵USBポート	Type-A×2ポート Type-C×1ポート	Type-Aを2ポート必須。 3ポート目はType-A又はType-Cとする。 Type-AについてはUSB規格3.1×1ポート以上を含む
10	内蔵カメラ	有効画素数92万画素	ディスプレイ面に内蔵
11	形状	ノートブック型	着脱式キーボード不可
12	内蔵キーボード	JIS配列に準拠	
13	重量（本体）	約1.45kg	
14	バッテリー駆動時間	約12時間	JEITA測定法Ver2.0基準

## 2 HUB（本市備品[ひめじ防災プラザ受付設置分]を使用）

ELECOM製 EHC-G08MN4-HJW

規格：Gigabit対応8ポートハブ

その他：マグネットにより金属壁面へ固定できるもの。

ループ検知機能付きであること。（スイッチでONとOFFの切替が可能であるもの）

電源内蔵型であるもの。

EAPOL（Extensible Authentication Protocol over LAN）に対応しているもの。